こ 成 保 第 653 号
令和 7 年 12 月 5 日

各 ｛ 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 ｝ 殿

こども家庭庁成育局長
（ 公 印 省 略 ）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号。以下「改正法」という。）による乳児等のための支援給付の創設に伴う関係政令の整備及び経過措置については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和７年政令第 343 号）が本年 10 月３日に公布されたところであるが、「市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についての経過措置について（周知）」（令和７年 10 月 23 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）においてお示ししたとおり、今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第 403 号）が本日公布され、公布の日から施行することとされた。

その内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その施行に万全を期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

改正法第１条の規定（改正法附則第１条第５号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「新法」という。）第 54 条の３において準用する新法第 46 条第３項の内閣府令で定める基準は、改正法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和８年４月１日）から起算して１年を経過する日（その日より前に新法第 54 条の３において準用する新法第 46 条第２項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同条第２項の条例で定められた基準とみなすこと。